

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。	<p>1 契約の概要</p> <p>会計年度ごとに、県の財務に関する事務の執行及び事業の経営管理について、年間1件以上のテーマを設定して監査を実施し、結果に関する報告を受けることを内容とする契約である。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>外部監査契約の相手方については、地方自治法第252条の28第1項及び第2項において、地方公共団体の財務管理等に優れた識見を有する者で、弁護士、公認会計士、公務精通者で、政令で定める者及び税理士の資格を有する者という制限がある。</p> <p>これらの前提条件をどの程度満たしているかは、競争性、経済性より、監査人に選定する者の経歴、実務経験等により総合的に判断し、県にとって一番ふさわしい者を選定する必要がある。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>令和8年度包括外部監査契約の相手方については、岐阜県外部監査人選定委員会において選定された香田浩一公認会計士会が適當である。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。